

令和7年3月27日

障害福祉サービス事業所等管理者様

茅ヶ崎市福祉部障がい福祉課長

茅ヶ崎市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金の申請手続きについて（通知）

本市の福祉行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解を賜り厚くお礼申し上げます。

物価の高騰により事業の運営に支障が生じている障害福祉サービス事業所等を支援するため、令和6年6月から令和7年3月における標記の支援金を支給することといたしました。

つきましては、次のとおり支給申請を受け付けますので、支給を希望する場合は、法人で取りまとめの上、期日までに申請書を送付くださいますようお願いいたします。

1 対象事業所・支給金額

支援の対象となる事業者は、下表に掲げる障害福祉サービス事業所等のうち次の要件を満たすものを運営する事業者です。

- ・市内に所在するもの
- ・令和7年3月までに神奈川県又は市の指定等を受けているもの

※支給の対象期間である令和6年6月から令和7年3月の間に、事業の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。）又は事業の休止（届出を行わない事実上の休止を含む。）をした事業者については、個別に御相談ください。

区分	事業所種別	支給単価
1 訪問系	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、障害児相談支援、障害者相談支援事業、移動支援、訪問入浴サービス	1事業所当たり 25,000円
2 通所系	生活介護、就労移行支援、自立訓練（機能訓練、生活訓練（宿泊型は除く））、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、地域活動支援センター、日中一時支援	1事業所当たり 40,000円
3 入所系	施設入所支援、自立訓練（生活訓練（宿泊型のみ））、共同生活援助、短期入所（医療型を除く）、福祉ホーム	定員1人当たり 11,000円

備考 1 同一の建物内で居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護又は移動支援のうち2以上のサービスを行っている場合は、1つの障害福祉サービス事業所等とみなす。

す。

- 2 同一の建物内で計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、障害児相談支援又は障害者相談支援事業のうち2以上のサービスを行っている場合は、1つの障害福祉サービス事業所等とみなす。
- 3 令和6年6月から令和7年3月までの運営月数が10月に満たない事業所については、支給単価に令和6年6月から令和7年3月までに事業所を運営した月数を乗じて得た額を10で除して得た額（その額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。）とする。

例1) 同一建物内で、介護保険サービスの訪問介護、障害福祉サービスの居宅介護、計画相談支援及び生活介護のサービス提供をしている場合

居宅介護	訪問系	25,000円
計画相談支援	訪問系	25,000円
生活介護	通所系	40,000円
支給申請額		90,000円

※同一建物内で、介護保険サービスの提供をしている場合も、申請は可能です。

例2) 令和6年10月1日に指定を受け、児童発達支援のサービス提供をしている場合

児童発達支援	通所系	$40,000円 \times 6\text{か月} / 10\text{か月} = 24,000円$
支給申請額		24,000円

2 申請方法

申請は、設置する事業所を法人が取りまとめて1回で申請してください。

(1) 申請期間 令和7年4月1日(火)～5月31日(土)

(2) 申請方法 e-kanagawa 神奈川県電子申請システムによる電子申請

※申請方法は、別紙をご覧ください。

(3) 提出物 茅ヶ崎市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金支給申請書兼請求書
(申請者と口座名義人が異なる場合には、委任状の提出も必要となります。)

※e-kanagawa 神奈川県電子申請システム又は市HPよりダウンロードしてください。

3 その他

神奈川県においても同様の支援金制度が行われます。支給要件が一部異なりますので、それぞれ詳細を御確認ください。

事務担当	障がい福祉課	大八木・鈴木(岳)・池内・水島
電話	0467-81-7161	(課直通)
FAX	0467-82-5157	
メール	shoufuku@city.chigasaki.kanagawa.jp	